

国立大学法人鳥取大学入札監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	平成26年9月16日(火) 15:30~17:00 鳥取大学総合教育棟2階 第2会議室	
委員	委員長 玉井 孝幸(高等専門学校教授) 委員 福田 智博(銀行執行役員) 委員 山根 朋洋(公認会計士・税理士)	
審議対象期間	平成25年4月1日~平成26年3月31日	
抽出案件(合計)	4件	(備考) 今回の審議対象期間においては、再苦情の申立て及び同審議依頼はなし。
工事(小計)	3件	
一般競争 (政府調達協定対象工事)	0件	
一般競争 (上記工事を除く)	2件	
工事希望型競争	0件	
通常指名競争	0件	
随意契約	1件	
設計・コンサルティング業務	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

別 紙

質 問	回 答
<p>1. 鳥取大学において発注した建設工事について            (事務局より説明)            ・特になし</p> <p>2. 鳥取大学において発注した設計・コンサルティング業務について            (事務局より説明)            ・一般競争入札方式の落札率が低いが、業務の遂行能力、完成した設計資料の優劣はありますか。</p> <p>3. 審議対象建設工事及び設計・コンサルティング業務の抽出結果について            (委員長より説明)            ・特になし</p> <p>4. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議について            (事務局より工事概要について説明)</p> <p>(1) (医病) 病棟他昇降機設備更新工事            ・最初の公告では、この工事を建築工事に含めていたが、再公告では何故分離発注したのですか。</p> <p>・既存業者に有利にならないような仕様の設定ができますか。</p>	<p>・完了検査後の設計業務成績評定通知書の評定点において特に差異はありません。</p> <p>・業者にヒアリングをしたところ、建築工事に包含されると、昇降機更新部分の金額が割高になるとの意見があり、昇降機更新部分を分離発注した契約が経済的であると判断しました。</p> <p>・現在、国土交通省が中心となり、既存業者以外にも参加しやすくなる仕様を設定する動きがあり、その仕様を見て本学も検討していきたい。</p>

<p><b>(2) (医病) 地下水ろ過装置等取設工事</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落札率が 99%以上ですが予定価格は適正ですか。</li> <li>・当初の見積りよりコストがかかり、工期を延長することはありますか。</li> <li>・落札率は、どのくらいが適正ですか。</li> <li>・最低基準価格の設定はどのように行っていますか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本学が積算に用いる見積業者と、応札業者が同じになるため、落札価格と予定価格が似通った金額になったと考えられます。</li> <li>・理由が適正であると認められれば工期を延長し、経費が必要と認められれば増額変更契約を行います。</li> <li>・本来、落札価格と予定価格は似通った金額となりますが、業者間の競争により安価となる場合が多く見受けられます。</li> <li>・最低基準価格は、文部科学省の通知文書を準用し、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に一定の割合を乗じています。また、最低基準価格を下回ると適正な工事が出来ないと判断し、低入札調査を行います。</li> </ul>
<p><b>(3) (米子) 総合研究棟 (臨床系) 改修 (建築・設備) 工事</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再公告後の入札で応札業者がないのは、時期的な問題があったのですか。</li> <li>・予定価格と入札価格との差は、何が原因と考えられますか。</li> <li>・再公告による予定価格の変更はありましたか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時期的に公共工事等の発注が増加しており、配置技術者の確保が困難であるため、応札業者がなかったと思われます。</li> <li>・最初の公告は、昇降機更新部分の価格差が原因でした。再公告後は、昇降機更新工事を分離し、最終的に予定価格の範囲内で契約を行っています。</li> <li>・最初の公告時の工事内容を精査し、内容変更に伴い予定価格を変更しました。ただし、積算基準は同じものを使用しています。</li> </ul>

<p><b>(4) (医病) ヘリポート新営設計業務 (建築・設備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約業者は鳥取県内、県外のどちらですか。</li> <li>・応募が1者は少ないのではないですか。</li> <li>・ヘリポート設計の実績を競争参加資格としていますが、配慮しないとイケないものがありますか。</li> <li>・ヘリポートを設計した業者でないと応募出来ないことになることについてどのように考えていますか。</li> <li>・ヘリポートについて、中堅以上のゼネコンであれば、設計と工事のノウハウがあるのではないですか。</li> </ul> <p><b>5.再苦情の申立て状況について</b> (事務局より説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県外です。今回は、特殊な案件のため関西の設計事務所も視野に入れ、参加資格を通常より広く設定し、近畿、中国及び四国地区に本店、支店又は営業所を有することとしました。</li> <li>・調査したところ関西に参加資格を満たす業者が4者あり、複数の応募を見込んでいました。理由として、同種の工事が全国で同時期に予算化されたことも原因と思われます。</li> <li>・航空法等ヘリポートに係る法律を熟知し、騒音についても周囲に影響を及ぼすか等、ヘリポートの実態を理解している業者が必要なため実績を求めました。</li> <li>・実績が必要な設計業務と判断し、リスクを軽減するためにも、今回は実績を求めました。</li> <li>・通常、設計業務と工事の契約は、資本関係を分離することとしています。今後、同様の案件について、設計・施工一体型契約も視野に入れて検討する必要があると考えています。</li> </ul>
---	--